

平成28年度ニセコ町教育行政執行方針

平成28年第2回ニセコ町議会定例会の開会にあたり、教育行政の執行方針について説明させていただきます。町議会議員並びに町民各位のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

今日、我が国においては急激な少子化や高齢化、グローバル化、情報化が進展する中、社会構造や生活環境の大きな変化、家庭をめぐる問題の深刻化や学校が抱える諸課題の複雑化・困難化が増している状況にあります。

それに伴い教育再生に向けた諸改革が進められる中、将来を担う子どもたちが、こうした変化を乗り越え、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら、未来を切り拓いていく力を身に付けることが求められております。

そのために、学校と地域の役割を明確にするとともに、学ぶことと社会とのつながりをより意識した教育を行う必要があります。実社会や実生活の中で、習得した基礎的な知識、技能を活用しながら、自ら課題を発見し、解決に向けて主体的・協働的に探究し、実践に生かしていけるようにすることが重要です。

本町におきましては、「ニセコ町教育振興基本計画」前期5年間の4年目を迎える平成28年度において、前期施策の見直し並びに後期施策の重点化について検討するとともに、学校と家庭・地域及び学校間の連携・協働体制の一層の充実を図り、目標や課題を共有し、地域が一体となって子どもたちを育む「地域と共にある学校づくり」の推進を目指します。

その推進にあたって、

- ① 文部科学省の委託事業である「コミュニティ・スクール」について平成29年度実施に向け、2年次の調査研究に取り組みます。
- ② ニセコが有する豊富な教育資源を積極的に活用し、ニセコで学び、ニセコを愛する子どもたちを育むために、幼児センターから高校まで連続性のある一貫した「ニセコスタイルの教育」についての検討を深めます。

以下、平成28年度の各施策の重点について申し上げます。

1 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 子育て支援の推進

子育て支援は、今後も社会全体として取り組む必要があることから、教育委員会では幼児教育、学校教育、社会教育の各般に渡り、必要な支援、施策に取り組んでまいります。

近年、転入者の増加や少子化・核家族化の進行といった社会的状況の中、子どもを持つ親は、育児に悩んだり、地域とのつながりを上手にとれなかったり、孤立感を感じたりするなど、子育てに対する身体的・心理的負担が増大しています。地域子育て支援センターでは、親が安心して子育てを行える環境づくりに努め、子育て講座や子育て相談、保育開放、預かり保育等の充実、また、子どもたちが健やかに成長するための支援と各種事業の提供を着実に行ってまいります。

(2) 就学前教育の推進

就学前の教育は、学びの基礎となる体力や豊かな情操、道徳性の芽生えなどを培ううえで大切な役割を果たすとともに、幼児期は人格形成の基礎となる重要な時期であります。幼児センターでは、人や自然との触れ合いを通し、基本的な生活習慣や道徳性を園児に育てています。本年度も、子どもが主体的な遊びを十分に出来るよう、年齢ごとの特性を踏まえた環境整備を進め、ニセコの豊かな自然との触れ合いを大切にし、遊びを通した心身の調和の取れた活動を進めてまいります。また、家庭や地域との連携を大切にした教育体制づくりに努め、信頼ある教育・保育を推進してまいります。

幼児センター運営においては、「PDCAサイクル」に基づく評価活動を保育・幼児教育に有効に機能させ、運営改善に生かします。また、英語に触れる機会を継続的に設けるとともに、小学校との「段差」をなくすため、子ども同士、教職員同士の交流を進めてまいります。さらに、長時間保育について、本年度は保育時間を午前7時30分から午後6時30分までに拡大し、最長11時間保育の体制を実施いたします。

施設整備の面では、乳幼児数の増加と保育・教育ニーズの増大に対応し、昨年度行った実施設計に基づき、幼児センター機能向上に向けた増築工事を実施し、子育て環境の一層の充実を図ってまいります。

(3) 健康・人権教育の推進

子どもの健やかな体や基礎的な体力・運動能力を育てるため、学校での体育や部活動の充実に努めるとともに、地域での遊びやスポーツの促進、関係機関と連携した健康意識の向上に取り組んでまいります。

この中では、学校と家庭、地域の関係機関が連携し、児童生徒の望ましい生活習慣に関する指導を進めるとともに、心身の健康保持増進を図る体制づくりと指導の充実に取り組みます。また、法令に基づく児童生徒の健康診断を行います。

幼児の歯・口腔の健康づくりを推進するため、町の関係部局と連携し、虫歯予防教室や食後の歯磨きうがいの実施を進めるとともに、引き続き幼児センターにおいて、フッ化物洗口を安全・安心に十分配慮して実施してまいります。

人権教育や道徳教育の推進については、子どもが地域の歴史や文化、自然を理解し、人々と交流し学ぶ活動や体験、共生・共助に係る教育などに取り組み、心豊かで思いやりのある人の育成に努めます。特に小・中学校においては、生命を大切に、思いやりの心を育む道徳教育の充実に努めてまいります。

(4) 学校給食

学校給食については、地域の食料生産や食文化等に対する理解を深めるため、地場産品を活用した給食の提供に努めるとともに、施設や配送の衛生管理に留意するなど、安全で安心な給食運営に努めます。また、望ましい食習慣や生活習慣の定着、食の大切さに対する心を育てるため、栄養教諭による児童生徒への食育指導の推進を図ります。

給食費について、食材価格は値上がりの傾向ですが、保護者の負担軽減を考慮し、献立の工夫や生産者、納入事業者などとの連携を図りながら、本年度も第3子以降の免除制度の運用や公費負担による値上げの抑制を引き続き行います。

給食食材について、冬場も含め地元食材や地元産加工品などを取り入れた地産地消に取り組んでおり、本年度もさらにこの推進に努め、安全・安心な給食の提供に取り組んでまいります。

2 生活習慣と社会性の育成

家庭と連携した子どものより良い生活習慣の形成に向け、挨拶や返事、生活リズムの確立等、自主的・自律的生活習慣の定着に引き続き取り組んでまいります。

生き方（キャリア）教育の推進として、子どもの夢や希望を広げ、生き方や地域のことを学ぶ、外部人材による特別授業や職業体験を各学校で進めます。また、いじめや不登校などの児童生徒をとりまく諸問題を早期発見、早期対応するため、スクールカウンセラー等外部人材の活用や教育相談、支援体制の整備、充実に引き続き取り組んでまいります。

3 確かな学力の育成

（1）教育課程の編成と実施

本町が目指す「よく分かる授業」、「集中できる授業」による学習意欲の向上、確かな学力育成のため、学習指導要領をふまえ適切かつ社会に開かれた教育課程の編成と実施に努めます。このための工夫として、チームティーチング（TT）や少人数教育、習熟度別指導、コンピュータや情報通信技術（ICT）の有効活用など、多様な指導方法に取り組みます。また、アクティブ・ラーニング（調査・体験など児童生徒の能動的学習）の導入等、児童生徒一人ひとりが主体的かつ協働的に学ぶ授業の実現に努め、「楽しい」、「分かる」授業づくりに取り組めます。

このほか、国の全国学力・学習状況調査等の結果を活用した指導方法の工夫改善を図るとともに、小規模校ならではの教育を生かす複式教育の充実も進めます。

（2）高等学校教育の推進

ニセコ高等学校では、農業と観光を融合した産業人を育成する教育内容の充実を図り、町立高校として地域との密接な連携のもと、町民に信頼され、地域の未来を担い貢献する人材育成、学校づくりに引き続き取り組んでまいります。

この教育理念に基づき、緑地観光科としての特色ある教育課程の編成と実施を進めながら、農業クラブ活動や校内プロジェクト活動など、生徒の主体的な活動の振興を図ります。農業の学習では、学校圃場を活用し、野菜や花の生態を学び、健康に育て収穫する知識と技能の習得を目指すとともに、観光の学習では、ホスピタリティを念頭に、観光ビジネスに関する知識と技能の習得を目指します。

また、今後の学校運営の財源確保に向け、本年度から授業料を導入します。国の高等学校等就学支援金の活用を前提に、授業料の実質的な無償化を継続しつつ、安定的な学校運営に努めてまいります。近年は、少子化による入学希望者の減少など厳しい学校運営環境にあります。高校教育のあり方や、地域の産業人育成のための学校振興の方向性、戦略について、今後も検討を進めてまいります。

(3) 特別支援教育の推進

教育上特別な支援が必要な児童生徒の学習を支えるため、一人ひとりの子どものニーズに応じた課題解決を図る特別支援教育を推進し、保護者や関係者との連携と協力を努めます。

幼児期に作成する個別の教育支援計画をもとに、特別支援学級の設置運営や「ことばとまなびの教室」への通級指導のほか、特別支援講師の配置、指導を行ってまいります。また、特別支援教育に係る就学奨励制度の運用を行うほか、教職員を中心に関係者が連携し協議、対策を進めるニセコ町教育支援委員会の効果的な運営を図るなど、学校が連携し一貫した支援を進める体制の充実に努めます。

(4) 読書活動の推進

学校を通じた児童生徒の読書活動の推進として、学習交流センター「あそぶっく」の利用を一層進め、各学校での一斉読書や読み聞かせ活動、学校図書の有効利用を図ってまいります。

学校図書室支援員の継続配置による学校図書室の環境整備や有効活用、選書充実に取り組むほか、学校図書担当者や関係者による協議など、学校、「あそぶっく」、教育委員会が連携し、読書環境の一層の充実と読書習慣の定着を図ります。

4 学校経営の充実

今後も各学校が特色ある教育活動を展開していくため、「ニセコ町学校評価ガイドライン」に基づき、学校評価の取組を通じた学校運営の改善、質の向上に努め、地域から信頼される学校づくりを進めてまいります。この中では、児童生徒や保護者の意見を踏まえた学校ごとの評価を行い、学校経営構想に基づく学校活動を着実に進めるとともに、町全体での学校経営に関する重点目標を定め、評価を実施します。これら学校評価を軸とし、幼・小・中・高の連携強化と教育内容の質の向上を目指したカリキュラム・マネジメント（子どもや地域の実態を踏まえた教育課程の編成、実施、評価及び改善の学校経営手法）を進めてまいります。

各学校においては、保護者や学校評議員との連携とともに、「学校便り」、学校ブログ（学校ホームページ）、ラジオニセコを通じた学校からの情報発信、授業公開や地域と連携した学校行事運営に努めます。また、地域の教育資源を生かしたふるさと教育や、「環境モデル都市ニセコ」としての環境教育について、その推進と充実を図ってまいります。

5 教職員の資質能力の向上

教職員は、児童生徒への教育、指導はもとより、本町が目指す教育の姿の実現に向けさまざまな取組の推進を担う立場でもあることから、教育公務員としての適切な服務管理とともに、一人ひとりの資質や能力が一層向上し、本町の教育振興に資するものとなるよう努めてまいります。

各教科や学級運営における指導、校務分掌業務などのほか、児童生徒の学力・体力の一層の向上に向けた取組や、特別支援教育、コミュニティ・スクールの取組や幼児センターから高校まで一貫性のある教育などについて、教職員による学校間連携のもとで進めます。これらにより、地域から評価される教育成果を挙げることができるよう、校内外の研修や授業研究、指導力の向上に向けた授業公開などにも積極的に取り組んでまいります。

6 教育環境の充実

(1) 「ニセコスタイルの教育」推進

学校教育においては、本町の自然環境や人材、まちづくりの取組など豊富な教育資源を生かし、個性豊かで地域を愛する子どもを育てる教育の充実に取り組みます。ニセコの子どもたちが身につけるべき力として、社会の変化を乗り越え、他者と関わりながら自立し、未来を切り拓いていく力を中心に据え、社会とのつながりをより意識した教育の実践に努めてまいります。

その根幹を成す取組として、学校と家庭、地域が課題や目標を共有し、地域と共にある学校づくりを進めるため、本年度2年目となる「コミュニティ・スクール」導入への調査研究を継続します。また、幼児センターから高校まで連続した一貫性のある教育活動の推進を柱に、小・中学校が特に連携する「小中一貫教育」導入に向け、昨年度設置したニセコ町小中一貫教育検討協議会において、具体的な検討を深めてまいります。これらの取組により「ニセコスタイルの教育」の確立と推進に努めます。

このほか、子どもの地域活動への参加促進や地域による学校支援、ニセコ町まちづくり基本条例に基づく子ども議会活動などに取り組みます。また、教育委員による学校訪問や教育行事、総合教育会議への参加、教育委員会議の運営、教育委員会活動の適切な外部評価の実施などを通じ、教育委員会運営の一層の充実にも努めてまいります。

(2) 安全教育の推進

子どもの安全・安心を確保していくため、自らの安全は自ら守るとの視点に立ちながら、家庭や地域、学校、関係機関が連携し、防犯や交通安全、防災等の安全・危機管理に関する教育、啓発に努めます。

通学路の点検等児童生徒の登下校時の安全確保を進めるほか、各学校における防災訓練、交通安全教室や「子ども110番の家」の運用、不審者情報への対応などを進めます。また、「いじめ防止基本方針」に基づくいじめ問題への対応や児童生徒の主体的な活動を中心とした「いじめを生まない教育土壌づくり」、不登校等の児童生徒の諸問題への対応に取り組みます。このほか、携帯電話やインターネット上のトラブルや犯罪から子どもたちを守る取組なども推進してまいります。

(3) 学校施設設備の整備維持

児童生徒が安心して学べる良好な環境を維持するため、また、今後見込まれる児童生徒数の増加や教育環境の変化に確実に対応していくため、学校施設設備の点検や保守管理、整備充実など、適切な営繕と維持に努めます。

平成30年度に学級数の増加が見込まれる近藤小学校について、本年度、普通教室増設と老朽改修を組み合わせた校舎改修の実施設計を進めます。ニセコ小学校では、学童保育所移転後の空間を普通教室として再利用するための教室化工事のほか、老朽化した電気設備を更新するための実施設計を行います。また、ニセコ高校食物調理実習室に設置したオープン設備の一部老朽更新、ニセコ中学校図書室の書架増設のほか、各学校施設の修繕、教職員住宅の計画的営繕を行います。

備品類の整備では、ニセコ中学校とニセコ高校において、耐用年数の到来及びソフトウェアのサポートが終了する情報処理教室のパソコン機器類について、備荒資金を財源とした更新を年次償還方式により行います。このほかスクールバスについては、安全、確実を第一にした安定的な運行に今後も努めてまいります。

7 生涯学習・スポーツの充実

(1) 生涯学習の推進

「第6期ニセコ町社会教育中期計画」に基づき、本年度の社会教育計画をもとに生涯学習事業を計画的に推進してまいります。社会教育と学校教育、町の各部署、地域が連携し、町民が生涯にわたって、いつでも、どこでも学び続ける生涯学習社会の実現を目指し、本町の特色を生かす社会教育事業に取り組みます。

この第6期中期計画は、子育て支援体制の充実、異文化交流機会の充実、地域を知る機会の充実、高齢者の健康の4項目を柱としており、それぞれに設けた目標達成のため、生涯学習やスポーツ、文化や芸術、異文化共生のそれぞれの事業を推進、振興してまいります。

子育て支援においては、小学生を対象とした「放課後こども教室」を週2回実施します。新設される「ニセコこども館」で事業を行うことから、町の学童保育事業との連携とあわせ、この場所を拠点として地域全体で子どもの成長を支える多様な体験、活動の推進と充実に努めてまいります。また、子どもを対象とした読書活動の推進について、「ニセコ町子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書習慣の定着に引き続き努めます。活動の拠点である学習交流センター「あそぶっく」を中心に、NPO法人あそぶっくの会や学校、地域が連携を深め、より多くの町民が図書に興味や関心を持てるよう、読書環境の充実を図ります。

異文化交流においては、滋賀県高島市マキノ地区との交流について、人的交流と交流組織「マキノ・ニセコ交流会」の取組への支援を行います。また、中学高校生を対象として、北海道ジュニアリーダーコースへの参加に引き続き取り組みます。このほか、本年度は後志母親研修会が本町で開催されることから、主催するニセコ町PTA連合会に対し、開催に必要な支援を行ってまいります。

地域を知る取組においては、小学生を対象に自ら学ぶ心を養うことを目的とし、ヘリコプター体験搭乗による郷土学習を継続します。このほか、滋賀県高島市への訪問事業「少年洋上セミナー」、鹿児島県薩摩川内市の児童生徒受入などの交流事業を実施します。これら事業を通じ、子どもたちが歴史や文化の違いを体感し、郷土を見つめ直す機会を提供してまいります。

高齢者が学ぶ環境づくりについては、「寿大学」を引き続き開講し、高齢者が健康で明るく、生きがいと潤いのある生活を送ることができるよう、月1回の学習会を開催します。学習会では、社会福祉協議会や役場保健師との連携により、健康づくりを一つの柱と捉えながら、交流の機会提供とともに、趣味や教養の幅を広げ、充実した生活の一助となるよう、魅力ある活動を推進してまいります。

(2) 生涯スポーツ活動の振興

スポーツは、体力向上や生活習慣病予防などの健康増進に資するものであり、また、豊かで活力に満ちた社会の形成に貢献します。本年度も、ニセコの自然や人材などの教育資源を生かしたスポーツ活動の推進と充実に取り組んでまいります。

子どものための事業として、小学校1年生の水泳教室をこれまで同様実施するとともに、1年生のスキー教室は初心者のスキー教室に内容を変更し、転校などでスキーが初めての子どもにも対応するよう対象を拡大して実施します。また、本町の特色を生かしたスキーリフト券助成事業では、昨年度から町内スキー場の協力と町費助成の増額により保護者負担の軽減を図っています。本年度もこれを継続し、子どもたちがスキーに親しみ、技術が向上するよう、施策の充実に努めてまいります。このほか、町出身のスポーツ選手とのふれあい事業、一流スポーツ選手を招きプロフェッショナルな技術と心を学ぶ機会を子どもたちに提供する事業、北海道日本ハムファイターズによる野球教室をこれまで同様実施してまいります。また、夏休み期間中の子どもたちを始め、町民の健康増進と規則正しい生活への支援として、ラジオ体操会も行います。

各種スポーツ大会の振興では、運動公園開幕スポーツ大会をはじめ、全町スポーツ大会として「ふれあい町民運動会」、「ソフトボール大会」、「9人制バレーボール大会」を継続して開催するほか、各種スポーツ競技の向上を支援する「町長杯スポーツ大会」を開催してまいります。このほか、「ニセコマラソンフェスティバル」は、本年度も実行委員会を組織し、安全面はもとより意義ある大会となるよう、工夫を図りながら運営の支援、協力に努めます。

また、体育協会とスポーツ少年団の一体的運営や各団体の課題解決を引き続き支援してまいります。この中では、体育指導者の育成や各種スポーツ事業において関係団体との連携を図るなど、町民スポーツ全体の振興、支援に努めます。

スポーツ施設の整備充実について、昨年度策定した「ニセコ町スポーツ活動・施設全体構想」に基づき、町財政の状況を勘案しながら必要とされる施設改修や整備に計画的に取り組んでまいります。このうち、児童生徒の利用が多い町営プールの老朽化が進んでいることから、更衣室床面の取替修繕など緊急度の高いものから優先的に実施してまいります。

8 文化・芸術の振興

文化・芸術の振興においては、生涯を通じて心のゆとりやうるおいにつながる文化に親しめる環境づくりに努めます。このために文化・芸術活動をさらに奨励し、文化協会への支援を行うほか、子どもの芸術鑑賞や文化発表の機会を引き続き提供してまいります。また、ニセコ町民センターや「あそぶっく」、有島記念館などの施設を活用し、音楽鑑賞など芸術にふれる機会づくりを進めます。

有島記念館は、有島武郎やニセコ町に関する貴重な資料の収集、展示のみならず、地域に開かれ有島が愛した美術を核とした美術館的機能や、町の歴史や風土、自然を対象とした郷土博物館的機能などを有します。これら機能の充実に引き続き努めながら、有島記念館を中心とした文化・芸術に親しむ機会の拡充を図ってまいります。これまでの各種施策の効果も表れ、近年は入館者数が増加する傾向に転じていることから、企画展や音楽会などの開催、これらを通じた若手アーティストの支援などにも引き続き取り組みながら、文化・芸術の発信に努めます。また、昨年度、町内事業者の協力を得て館内に設けた喫茶コーナーも好評であることから、町民が気軽に足を運べる施設として、施設運営面での充実に努めてまいります。

このほか、埋蔵文化財など文化財の保護や伝承、ふるさと意識の醸成、文化・芸術施設の維持と充実に引き続き取り組んでまいります。

9 異文化共生の推進

今日の国際社会における地域人材の育成や地域の発展を展望していくため、異文化共生の推進に取り組んでまいります。職種や年代などを問わず参加、交流できる事業を引き続き実施、支援するとともに、町の国際交流員が行う英会話教室や文化イベント等の事業と連携するなど、国際的な視点での異文化交流の場の提供に努めます。

国際理解教育の推進については、各学校に引き続き外国語指導助手（ALT）を配置し、幼児センターから高校までの児童生徒が英語と接する機会を設けるなど、英語学習の充実を進めてまいります。また、町の国際交流員や町内に滞在する留学生等との交流を通じた国際理解、異文化理解教育を促進してまいります。

以上、平成28年度の教育行政執行に関する方針を述べましたが、教育委員会運営の一層の充実を図りながら、教育をとりまく諸課題へ積極対処していく所存です。本年度も教育行政の推進に特段のご理解とご支援をお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。